

令和 7 年度版

事業概要

(令和 6 年度実績)

青森県下北福祉事務所
青森県下北児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33 青森県むつ健康福祉庁舎2F、3F
福祉調整課・保護課直通

TEL 0175-22-2296 FAX 0175-23-1103

児童相談所直通

TEL 0175-23-5975 FAX 0175-23-5982

ホームページアドレス

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/sh-fukushi/sh-fukushi_gaiyouR7.html

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/sh-jiso/sh-jiso_gaiyouR7.html

第1章 総括

1	管内の概況	1
2	沿革	3
3	機構図と分掌事務	5
4	令和7年度組織目標	9
5	令和7年度相談等日程表	10
6	令和7年度行事予定	11
7	歳入・歳出の状況（令和6年度）	13

第2章 下北福祉事務所・下北児童相談所の概要

1	福祉調整課	
1	母子父子寡婦福祉	16
2	女性相談及び配偶者暴力相談関係	21
3	地域福祉	23
4	地域共生社会	25
2	保護課	
1	生活保護	26
3	下北児童相談所	
	＜相談業務等＞	
1	相談業務	32
2	判定業務	42
3	一時保護業務	44
	＜各種支援業務＞	
1	子ども虐待防止対策	45
2	市町村支援	45

第3章 資料集

1	下北児童相談所資料	46
2	各種協議会委員等名簿	47

第1章 総括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

管轄地域は、青森県の北東部、下北半島の大半を占め、三方を海(太平洋、津軽海峡、陸奥湾)に囲まれ、南は上北地方と接しています。

1市1町3村からなり、面積は1,416.12㎢で、本県の14.68%を占めています。

地勢は、むつ市内を流れる田名部川の低地を挟み、東部はなだらかな丘陵台地を形成して単調な海岸丘陵地域に続き、西部は釜臥山を頂点とする急峻な山地が海岸まで迫る山岳地帯となっています。集落は狭い海岸地帯及び田名部川、大畑川、川内川など中小河川流域に形成されています。

気象は、東部は春の終わり頃から夏にかけて吹く偏東風(通称「やませ」)のため冷涼な日が多く冷害に見舞われやすく、西部は冬季に季節風の影響で積雪が多くなります。

※参考資料

面積：令和7年4月1日現在(国土交通省国土地理院全国都道府県市区町村別面積調)

(2) 人口、産業、就業者数、所得

管内人口は、62,283人(令和6年10月1日現在)で県計1,164,752人の5.35%を占め、人口密度は44.0人/㎢となっています。

管内の年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)5,763人(9.4%)、生産年齢人口(15～64歳)32,695人(53.2%)、老年人口(65歳以上)22,951人(37.4%)となっています。

管内の産業構造を産業別就業者数でみると、第1次産業は2,951人(8.8%)、第2次産業は6,966人(20.8%)、第3次産業は23,560人(70.4%)となっており、第3次産業が高いウエイトを占めています。

管内の人口1人当たり市町村民所得は2,717千円、むつ市が2,666千円、下北郡が2,815千円となっています。

※参考資料 人口：令和6年青森県の人口(青森県総合政策部統計分析課)
(令和6年10月1日現在推計人口)

※人口の総数には年齢不詳者を含む。

人口密度：人口÷面積

産業別就業者数：令和2年国勢調査(総務省統計局)

市町村民所得：令和4年度市町村民経済計算(青森県総合政策部統計分析課)

概況のデータ

	総面積 (km ²)	人口総数 (人)	人口密度 (人/km ²)	年齢別人口(人)			産業別就業者数(人)		
				年少人口	生産年齢人口	老年人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業
むつ市	864.20	49,796	57.6	4,697 (9.6%)	26,456 (54.1%)	17,786 (36.3%)	1,331 (5.1%)	5,140 (19.6%)	19,726 (75.3%)
大間町	52.09	4,254	81.7	404 (9.5%)	2,198 (51.8%)	1,642 (38.7%)	534 (22.3%)	609 (25.4%)	1,252 (52.3%)
東通村	295.32	5,332	18.1	481 (9.0%)	2,782 (52.2%)	2,069 (38.8%)	738 (23.0%)	847 (26.4%)	1,624 (50.6%)
風間浦村	69.46	1,402	20.2	86 (6.1%)	619 (44.2%)	694 (49.6%)	169 (20.4%)	156 (18.8%)	504 (60.8%)
佐井村	135.05	1,499	11.1	95 (6.4%)	640 (42.8%)	760 (50.8%)	179 (21.1%)	214 (25.3%)	454 (53.6%)
郡計	551.92	12,487	22.6	1,066 (8.5%)	6,239 (50.0%)	5,165 (41.4%)	1,620 (22.3%)	1,826 (25.1%)	3,834 (52.7%)
管内計	1,416.12	62,283	44.0	5,763 (9.4%)	32,695 (53.2%)	22,951 (37.4%)	2,951 (8.8%)	6,966 (20.8%)	23,560 (70.4%)
県計	9,645.11	1,164,752	120.8	113,458 (9.9%)	620,999 (54.2%)	410,533 (35.9%)	70,403 (11.3%)	125,088 (20.0%)	428,606 (68.7%)

※ 人口総数は年齢不詳者を含むため、年齢別人口の計とは一致しない。

管内地図



2 沿革

(1) 下北福祉事務所の沿革

昭和26年	10月	田名部町大字田名部柳浦1番地（現むつ松木屋）に下北社会福祉事務所として発足し、庶務課、福祉課の2課体制となる。
昭和29年	5月	郡部福祉事務所統廃合により、下北地方福祉事務所となる。
昭和42年	9月	むつ合同庁舎新築完成により移転（むつ市中央1丁目1番8号）
昭和54年	4月	新福祉事務所構想にもとづく新体制（福祉六法総合担当制）により、総務課、福祉第一課、福祉第二課の3課体制になる。
平成5年	4月	組織機構の再編（福祉四法総合担当制）により、総務課、福祉調整課、福祉推進課の3課体制となる。
平成14年	4月	組織統合により、下北地方健康福祉こどもセンター福祉部（下北地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
平成15年	4月	組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
平成16年	4月	組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
平成17年	3月	市町村合併により川内町、大畑町、脇野沢村について、生活保護、児童扶養手当、特別障害者手当の事務を新むつ市へ委譲する。
平成18年	4月	地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室（下北地方福祉事務所）となる。
平成20年	4月	組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室となり、福祉調整課、保護課（下北地方福祉事務所）、こども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
平成21年	4月	身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することが、障害者相談センターへ業務移管される。
平成25年	4月	組織改正により、社会福祉法人・施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
平成28年	4月	むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、青森県むつ児童相談所とともに同庁舎へ移転した。
平成30年	4月	青森県型地域共生社会専任担当職員が1名配置される。
令和3年	4月	青森県型地域共生社会担当が福祉調整課に編入される。
令和7年	4月	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県下北福祉事務所が設置され、福祉調整課、保護課の2課体制となる。

(2) 下北児童相談所の沿革

平成 9年	4月	青森県中央児童相談所むつ支所がむつ合同庁舎内に開設
平成14年	4月	組織機構の統合により、青森県中央児童相談所むつ支所から下北地方健康福祉こどもセンターこども相談部となるとともに、青森県むつ児童相談所に格上げとなり、こども相談第一課、こども相談第二課の2課体制となる。
平成18年	4月	地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部こども相談総室（青森県むつ児童相談所）となる。
平成19年	4月	組織改正により、課を廃止し、次長を置く。
平成20年	4月	組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室となり、福祉調整課、保護課（以下、下北地方福祉事務所）、こども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
平成28年	4月	むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、下北地方福祉事務所とともに同庁舎へ移転した。
令和 4年	4月	保健師1名が兼務配置される。
令和 7年	4月	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県下北児童相談所が設置される。課を廃止し、総務グループ（下北福祉事務所福祉調整課本務）、こども相談グループの2グループ体制となる。

3 機構図と分掌事務

平成14年4月から、県の出先機関である保健所、地方福祉事務所、児童相談所を、県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約した「健康福祉こどもセンター」が新設されました。

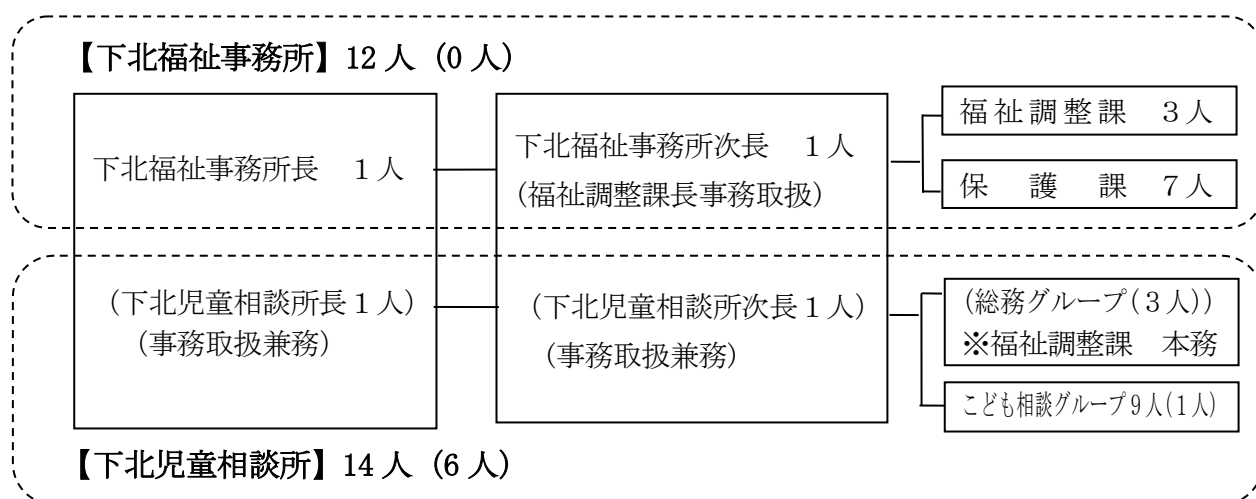
さらに、平成18年4月からは、市町村等との連絡・連携を一層密にしながら、ともに地域づくりを進めていくため、試行的に、総合的な出先機関である「地域県民局」が、中南（弘前市）・三八（八戸市）・下北（むつ市）の3地域に設置され、「健康福祉こどもセンター」は「地域健康福祉部」という名称に改められました（平成19年4月からは、東青（青森市）、上北（十和田市）、西北（五所川原市）にも県民局が設置され、6県民局体制になっています）。

また、平成20年4月の機構改革により、企画調整室が廃止され、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室となりました。

令和7年4月の組織改正により、地域県民局が廃止され、保健総室は青森県下北保健所、福祉こども総室は青森県下北福祉事務所と青森県下北児童相談所となりました。

(1) 機構図（令和7年4月現在）

ア 正職員



※職員数は正職員の数。（ ）は事務取扱兼務（再掲）

イ 正職員以外の職員

下北福祉事務所	非常勤事務員	1人
	母子・父子自立支援員	1人
	女性等相談指導員	1人
	生活保護受給者就労支援相談員	1人
	医療扶助相談・指導員	1人
	嘱託医	2人
	合計	7人
下北児童相談所	非常勤事務員	1人
	嘱託医	1人
	合計	2人

(2) 分掌事務

○下北福祉事務所

福祉調整課

- ・ 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること
- ・ 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること
- ・ 社会福祉統計に関すること
- ・ 災害救助法及び防災に関すること
- ・ 地域共生社会の推進に関すること
- ・ 日赤の地区事業に関すること
- ・ 民生委員・児童委員に関すること

保護課

- ・ 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- ・ 生活困窮者自立支援に関すること

○下北児童相談所

- ・ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に関すること
- ・ 必要な調査並びに各種診断(社会診断・心理診断・医学診断・行動診断)に関すること
- ・ 調査、診断に基づき必要な指導に関すること
- ・ 児童の一時保護に関すること
- ・ 施設入所等の措置に関すること
- ・ 障がい児施設等の利用契約に関すること
- ・ 市町村における児童家庭相談の対応支援に関すること
- ・ 里親に関すること

(3) 各所属別・職種別職員数一覧(令和7年4月1日現在)

ア 下北福祉事務所

(ア) 所属別一覧

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤								合 計
	所	次	総括主幹 （課長）	課	主	主	主	技	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非常 勤 事 務 員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱 託 医	小 計		
	長	長		長	幹	査	事	師	員	員										
管 理 職	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
福祉調整課	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	3	1	1	1	-	-	-	3	6	
保 護 課	-	-	-	1	1	2	3	-	-	-	7	-	-	-	1	1	2	4	11	
合 計	1	1	-	1	2	2	5	-	-	-	12	1	1	1	1	1	2	7	19	

(イ) 職種別一覧

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非 常 勤 事 務 員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱 託 医	小 計		
一 般 事 務	1	1	-	1	2	2	5	-	-	-	12	1	1	1	1	1	-	5	17	
福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
心理判定員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	
合 計	1	1	-	1	2	2	5	-	-	-	12	1	1	1	1	1	2	7	19	

イ 下北児童相談所

(ア) 所属別一覧

区分 所属	正 職 員										臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主任専門員	専門員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱託医	小 計	
管 理 職	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	(2)	-	-	-	-	-	-	-	(2)
総務グループ (福祉調整課本務)	-	-	-	-	(1)	-	(2)	-	-	-	(3)	-	-	-	-	-	-	-	(3)
こども相談 グ ル ー プ	-	-	-	-	2	-	6	(1)	-	-	8 (1)	1	-	-	-	-	1	2	10 (1)
合 計	- (1)	- (1)	-	-	2 (1)	-	6 (2)	- (1)	-	-	8 (6)	1	-	-	-	-	1	2	10 (6)

※ 注 1 : () 内は兼務・事務取扱配置数

(イ) 職種別一覧

区分 所属	正 職 員										臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主任専門員	専門員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱託医	小 計	
一 般 事 務	(1)	(1)	-		(1)		1 (2)	-	-	-	1 (5)	1	-	-	-	-	-	1	2 (5)
福 祉	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4
心理判定員	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)
医 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
合 計	- (1)	- (1)	-	-	2 (1)	-	6 (2)	- (1)	-	-	8 (6)	1	-	-	-	-	1	2	10 (6)

4 令和7年度組織目標

(1) 下北福祉事務所の組織目標

- ①福祉各法に係る財務事務の適正実施
- ②生活保護業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ③地域共生社会の実現への取組推進
- ④DXの推進

ア 各課の組織目標

(ア) 福祉調整課

- ①母子父子寡婦福祉制度の適正執行
- ②地域共生社会の実現への取組推進
- ③DXの推進

(イ) 保護課

- ①業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ②被保護者の権利・義務周知徹底の推進
- ③収入未済額の減少

(2) 下北児童相談所の組織目標

- ①相談・援助活動の充実・強化
- ②相談対応職員の専門性の向上
- ③市町村児童家庭相談の機能強化
- ④児童福祉施設との連携強化
- ⑤家庭養護の促進
- ⑥収入未済解消の促進
- ⑦DXの推進

5 令和 7 年度相談等日程表

(1) 下北福祉事務所

- ・ 女性相談、DV相談
- ・ ひとり親・母子父子寡婦相談（母子父子寡婦福祉資金の貸付及び相談）
- ・ 生活保護相談

【相談受付時間】月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分（年末年始、祝日を除く）

※ 女性等相談支援員による相談は、8 時 30 分～16 時 45 分（不在の日もあります）

※ 来所相談される場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

(2) 下北児童相談所

保護者の都合により子どもを育てられない、子どもを施設に預けたい、発達の遅れが心配、いじめ・不登校・非行など、管内市町村の 18 歳未満のお子さんに関する様々な相談を受けています。

【相談受付時間】月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分（年末年始、祝日を除く）

※ 来所相談される場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

6 令和7年度行事予定

月	下北福祉事務所	下北児童相談所
4	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付審査会(随時) ○ 保護課診断・措置会議(毎週火曜日＝3月まで) ○ 下北郡民児協監査会	○ こども相談グループ受理・判定・援助方針会議(毎週水曜日＝3月まで) ○ 医学診断(毎月第2木曜日＝3月まで) ○ 市町村要対協個別ケース検討会議(随時)
5	○ 下北郡民児協役員会・通常総会	○ 児童福祉週間関連行事(5～11日) ○ 県内児童相談所児童心理司会議 ○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会運営委員会
6	○ ひとり親家庭等就業・自立支援会議 ○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会連絡協議会総会	○ 下北里親役員会・総会 ○ 児童福祉施設等訪問調査(～12月)
7	○ 民児協事務担当者会議	○ 各市町村要対協代表者会議(～2月) ○ 第1回児童相談所業務検討会議 ○ 少年保護関係機関との連絡協議会
8	○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会学習交流会 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会及び女性等相談支援員業務連絡会	○ 第1回県内児童相談所長会議 ○ 下北里親会交流会
9	○ 第1回滞納者検討会議 ○ 青森県母子寡婦福祉大会 ○ 第1回地方福祉事務所長会議 ○ 赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議 ○ 財務事務検査	○ 全国児童相談所長会議 ○ 第1回滞納者検討会議 ○ 東北ブロック児童福祉司研究協議会 ○ 三機関連携協議会 ○ 財務事務検査
10	○ 生活保護法施行事務指導監査 ○ 大間地区犯罪被害者支援ネットワーク会議 ○ むつ・下北地区赤十字奉仕団活動研究会 ○ 北海道・東北六県婦人保護研究協議会 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会 ○ 下北郡民児協研修会	○ 下北里親会サロン ○ 児童相談所第三者評価 ○ 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議
11	○ 養育費等相談支援東北地域研修会 ○ 青森県社会福祉大会	○ 東北・北海道児童相談所長会議 ○ 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会

月	下北福祉事務所	下北児童相談所
12	○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等業務連絡会議及び婦人相談員業務連絡会 ○ 下北郡民児協役員会（組織会）	○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会運営委員会 ○ 下北里親会クリスマス会 ○ 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会
1	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付業務監査 ○ 第2回地方福祉事務所長会議	
2	○ 第2回滞納者検討会議	○ 第2回滞納者検討会議 ○ 第2回児童相談所業務検討会議 ○ 三機関連携協議会
3	○ 母子・父子自立支援員等研修会 ○ 下北郡民児協役員会	○ 第2回県内児童相談所長会議

7 歳入・歳出の状況（令和6年度）

（1）下北福祉事務所

ア 一般会計

（ア）歳入

（単位：円）

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分 担 金 及 び 負 担 金	民 生 負 担 金	児 童 福 祉 費	知 的 障 害 児 等 措 置 費	54, 000	54, 000	－	0
		過 年 度 収 入	知 事 部 局	0	0	－	0
財産収入	物 品 売 払 収 入	物 品	知 事 部 局	0	0	－	0
諸 収 入	延 滞 金	延 滞 金	健 康 福 祉 政 策 課	11, 040	11, 040	－	0
		過 年 度 収 入	知 事 部 局	0	0	－	0
	雑 入	総 務 費	情 報 公 開	0	0	－	0
			個 人 情 報 保 護	0	0	－	0
		民 生 費	生 活 保 護 費	13, 959, 655	8, 737, 303	－	5, 222, 352
		過 年 度 収 入	知 事 部 局	24, 371, 993	2, 736, 886	2, 183	21, 632, 924
		雑 入	知 事 部 局	40	40	－	0
合 計				38, 396, 728	11, 539, 269	2, 183	26, 855, 276

（イ）歳出

（単位：円）

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	社会福祉総務費	83,000	83,000	0
	福祉事務所費	2,753,392	2,598,720	154,672
	老人福祉費	37,100	0	37,100
	女性福祉費	70,000	16,110	53,890
	地域福祉費	169,400	169,400	0
	ひとり親家庭等福祉費	94,200	22,826	71,374
	生活保護総務費	2,459,000	2,135,527	323,473
	扶 助 費	268,640,000	257,125,030	11,514,970
合 計		274,306,092	262,150,613	12,155,479

イ 特別会計

(ア) 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
諸 収 入	母子福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	22,293,532	21,552,999	－	740,533
		過 年 度 入 収	元 金	4,330,815	497,643	－	3,833,172
			利 子	26,286	0	－	26,286
	寡婦福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	133,872	133,872	－	－
	父子福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	935,442	935,442	－	－
合 計				27,719,947	23,119,956	－	4,599,991

(イ) 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
母子父子寡婦 福祉資金貸付費	指 導 調 査 費	300,000	171,970	128,030
	母 子 福 祉 資 金 貸 付 費	22,000,000	18,026,000	3,974,000
	寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費	500,000	0	500,000
	父 子 福 祉 資 金 貸 付 費	4,500,000	2,640,000	1,860,000
合 計		27,300,000	20,837,970	6,462,030

(2) 下北児童相談所

(ア) 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分 担 金 及 び 負 担 金	民 生 負 担 金	児童福祉費	乳児院・助産施設 措 置 費	0	0	-	0
			子ども自立センター み ら い 費	11,000	11,000	-	0
			児童心理治療施設等 措 置 費	202,500	121,500	-	81,000
			里親・母子生活支援施設・ 児 童 養 護 施 設 措 置 費	1,558,500	1,433,500	-	125,000
		過年度収入	知 事 部 局	2,744,624	89,000	520,660	2,134,964
財産収入	物 品 売 払 収	物 品	知 事 部 局	0	0	-	0
諸 収 入	延 滞 金	延 滞 金	こどもみらい課	7,820	670	-	7,150
		過年度収入	知 事 部 局	93,830	0	-	93,830
	雑 入	総 務 費	情 報 公 開	0	0	-	0
			個 人 情 報 保 護	70	70	-	0
		過年度収入	知 事 部 局	280	0	-	280
		雑 入	知 事 部 局	120	60	-	60
合 計				4,618,744	1,655,800	520,660	2,442,284

(イ) 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	女性相談支援センター費	52,000	52,000	0
	児童福祉総務費	468,000	218,160	249,840
	児童措置費	3,953,800	3,942,748	11,052
	児童相談所費	4,284,340	2,860,417	1,423,923
	障がい児福祉費	5,000	0	5,000
合 計		8,763,140	7,073,325	1,689,815

第2章

下北福祉事務所・下北児童相談所の概要

1 福祉調整課

1 母子父子寡婦福祉

(1) 相談指導活動の状況

母子・父子自立支援員が1名配置されており、担当職員及び関係機関と連携して相談指導を行っています。

令和6年度の相談指導件数は364件となっており、主な相談の内容としては、母子父子寡婦福祉資金に関するものが245件(67.3%)で、相談の多くを占めています。

(表1-① 母子・父子自立支援員相談指導件数参照)

(2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

ア 令和6年度新規分の母子福祉資金の貸付決定件数は12件で、貸付決定(仮決定も含む)額は15,984千円となっています。その内訳は、修学資金が7件14,104千円、就学支度資金5件1,880千円となっています。

父子及び寡婦福祉資金は貸付がありませんでした。

イ 令和6年度の母子福祉資金の償還状況をみると、現年度分の償還率は96.68%で前年度より減少し、過年度分が11.42%で前年度より減少しています。

また、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の現年度分の償還率は、前年度と同様100%となっています。

(表1-② 令和6年度市町村別母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況)

表 1－① 母子・父子自立支援員相談指導件数

(単位：件)

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生活一般	住宅	－	7	6
	医療・健康	2	9	15
	家庭紛争	－	9	13
	就労	49	41	19
	結婚	－	－	－
	養育費	4	7	10
	借金	－	2	1
	その他	－	4	5
	小 計	55	79	69
児童	養育	1	10	24
	教育	－	8	4
	非行	－	－	－
	就職	－	－	2
	その他	－	1	－
	小 計	1	19	30
経済的支援・生活援護	母子福祉資金	262	282	240
	父子福祉資金	5	16	5
	寡婦福祉資金	2	－	－
	公的年金	2	1	－
	児童扶養手当	1	2	1
	生活保護	－	－	3
	税	－	－	－
	その他	7	13	13
	小 計	279	314	262
その他	売店設置(法第 25 条)	－	－	－
	たばこ販売(法第 26 条)	－	－	－
	母子世帯向公営住宅(法第 27 条)	－	－	－
	母子福祉施設の利用	－	－	1
	母子生活支援施設(児童福祉法第 38 条)	1	6	2
	小 計	1	6	3
合 計		336	418	364

表 1－② 令和 6 年度市町村別母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況

母子父子福祉資金

(単位：件、千円)

市町村		事業 開始 資金	事業 継続 資金	修学 資金	技能 習得 資金	修業 資金	就職 支度 資金	療養 資金	生活 資金	住宅 資金	転宅 資金	就学 支度 資金	結婚 資金	児童 扶養 資金	合計
むつ市	件数	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	8
	金額	-	-	8,662	-	-	-	-	-	-	-	1,720	-	-	10,382
大間町	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東通村	件数	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	金額	-	-	4,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,200
風間浦村	件数	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
	金額	-	-	1,242	-	-	-	-	-	-	-	160	-	-	1,402
佐井村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	12
	金額	-	-	14,104	-	-	-	-	-	-	-	1,880	-	-	15,984

表 1－③ 年度別母子父子寡婦福祉資金償還状況

母子福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度					計				
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
令和元年度	27,551,400	27,413,724	137,676	99.5	6,343,821	1,240,588	－	5,103,233	19.6	33,895,221	28,654,312	－	5,240,909	84.5
令和2年度	28,412,751	28,131,967	280,784	99.01	5,240,909	521,335	－	4,719,574	9.95	33,653,660	28,653,302	－	5,000,358	85.1
令和3年度	27,351,425	27,005,225	346,200	98.73	5,000,358	462,595	－	4,537,763	9.25	32,351,783	27,467,820	－	4,883,963	84.9
令和4年度	27,452,879	27,045,015	407,864	98.51	4,883,963	545,079	－	4,338,884	11.16	32,336,842	27,590,094	－	4,746,748	85.32
令和5年度	23,724,500	23,076,179	648,321	97.27	4,746,748	1,037,968	－	3,708,780	21.87	28,471,248	24,114,147	－	4,357,101	84.70
令和6年度	22,293,532	21,552,999	740,533	96.68	4,357,101	497,643	－	3,859,458	11.42	26,650,633	22,050,642	－	4,599,991	82.74

寡婦福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度				計			
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
令和元年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和2年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和3年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和4年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和5年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和6年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100

父子福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度				計			
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	325,548	325,548	－	100	－	－	－	－	325,548	325,548	－	100
令和 3 年度	403,500	403,500	－	100	－	－	－	－	403,500	403,500	－	100
令和 4 年度	731,799	731,799	－	100	－	－	－	－	731,799	731,799	－	100
令和 5 年度	839,080	839,080	－	100	－	－	－	－	839,080	839,080	－	100
令和 6 年度	935,442	935,442	－	100	－	－	－	－	935,442	935,442	－	100

2 女性相談及び配偶者暴力相談関係

(1) 概要

女性等相談支援員 1 名が配置され、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、女性が抱える様々な問題に対する相談に応じています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、被害者の相談に応じ、情報提供、援助等を行っています。

(表 3－①経路別相談受付状況、－②相談処理状況、－③相談種別受付状況、
－④配偶者からの暴力等に対する相談 参照)

表 3－① 令和 6 年度 経路別相談受付状況（実人員）

区分	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	他 の 女 性 相 談 支 援 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	労 働 関 係	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
来所・巡回等	-	-	-	1	-	-	2	-	2	-	-	-	5
電話	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計	-	-	-	1	-	-	2	-	2	-	-	-	5

表 3－② 令和 6 年度 相談処理状況

区 分	処理済実人員											指 導 延 件 数
	女性 自立 支援 施設 に入 所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福 祉 事 務 所 へ 移 送	女性 相 談 支 援 員 へ 移 送	女性 相 談 支 援 セ ン タ ー ・ 他 県 の 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー ・ 女性 相 談 支 援 員 へ 移 送	関 係 機 関 へ 移 送	助 言 ・ 指 導	そ の 他	計	
	-	-	-	-	-	1	-	-	3	1	5	10

表 3－③ 令和 6 年度 相談種別受付状況（実人員）

区分	人 間 関 係									経済関係	医療関係	住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条関係	人身取引	合計
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他										
来所・巡回等	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	5
電 話	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	5

表 3－④ 令和 6 年度 配偶者からの暴力等に対する相談（実人員）

区分	被害者の年齢別							合計
	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	不明	
来所・巡回等	-	2	2	-	-	1	-	5
電話	-	-	-	-	-	-	-	0
計	-	2	2	-	-	1	-	5

3 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員及び主任児童委員

社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉及び児童福祉の増進に努めることを目的として、民生委員法第3条及び児童福祉法第16条により、各市町村に民生委員・児童委員及び主任児童委員の設置が定められています。

令和6年4月1日現在、下北郡の民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数は、大間町17人、東通村25人、風間浦村11人、佐井村13人であり、その活動内容は多岐にわたっています。

(表4) 令和6年度町村別民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動状況参照

表4 令和6年度町村別民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動状況

		大間町		東通村		風間浦村		佐井村		計	
項目		件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	4	0	35	1	0	0	0	0	39	1
	介護保険	8	0	35	3	0	0	0	0	43	3
	健康・保健医療	10	1	52	15	1	0	0	0	63	16
	子育て・母子保健	2	0	15	5	0	0	0	0	17	5
	子どもの地域生活	3	0	10	2	0	0	0	0	13	2
	子どもの教育・学校生活	0	0	54	14	0	0	0	0	54	14
	生活費	6	0	15	0	2	0	0	0	23	0
	年金・保険	2	0	10	0	0	0	0	0	12	0
	仕事	2	0	10	5	0	0	0	0	12	5
	家族関係	6	1	48	14	0	0	0	0	54	15
	住居	3	0	35	5	0	0	0	0	38	5
	生活環境	18	2	134	2	0	0	1	0	153	4
	日常的な支援	50	0	384	0	0	0	89	0	523	0
	その他	37	0	259	34	1	0	1	0	298	34
計		151	4	1,096	100	4	0	91	0	1,342	104
分野別相談	高齢者に関すること	46	0	568	29	1	0	91	0	729	29
	障害者に関すること	7	0	23	0	0	0	0	0	34	0
	子どもに関すること	5	1	184	21	0	0	0	0	193	22
	その他	17	3	321	50	3	0	0	0	386	53
	計	75	4	1,096	100	4	0	91	0	1,342	104
		大間町		東通村		風間浦村		佐井村		計	
項目		件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)	件数	主任児童委員取扱件数 (再掲)
その他の活動	調査・実態把握	122	0	125	1	22	0	1	0	256	1
	行事・事業・会議への参加協力	116	0	210	22	71	1	128	9	525	52
	地域福祉活動・自主活動	423	0	486	34	59	0	68	2	1,036	36
	民児協運営・研修	228	18	218	19	115	12	147	0	708	49
	証明事務	7	0	15	0	2	0	1	0	25	0
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問回数	訪問・連絡活動	608	0	998	18	1,389	0	992	4	3,987	22
	その他	485	0	2,183	105	323	0	376	2	3,367	107
調整回数	委員相互	194	2	237	37	43	0	97	68	571	107
	その他の関係機関	221	16	340	25	89	0	16	0	66	41
活動日数		920	15	2,562	158	501	10	938	77	4,921	260
定数		民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員	民生委員 児童委員	主任 児童委員
		15	2	23	2	9	2	11	2	66	8

4 地域共生社会

地域共生社会の実現に向けた取組み

(1) 対応方針

地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる社会の実現

(2) 経緯

平成 28 年度、国の「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」を受け、全庁的な取り組みを開始。

平成 30 年度から令和 3 年度までは福祉事務所に地域共生社会専任職員が配置されました。

(3) これまでの取組み

平成 30 年度は、介護予防や高齢者への生活支援サービス等の市町村の取組を促すため、市町村や関係機関に対するヒアリング、研修、会議等を実施しました。

令和元年度は行政が行う会議（地域ケア個別・推進会議、協議体その他）に参加し、行政の課題把握、課題抽出について助言しました。また、佐井村での勉強会開催等の支援を行うことにより、「つどいの場ぽぼらす」が開催されました。

令和 2 年度は地域資源を改めて調査し、圏域内において 179 か所のつどいの場が確認されました。

令和 3 年度は、管内における地域資源の掘り起こし調査、取組の内容を好事例として県 HP で紹介したほか、つどいの場の調査・訪問を行い課題や活性化についての助言を行いました。

令和 4 年度は、これまで調査した管内における取組を先進事例とし、地域ケア会議や協議体等で発信し、情報共有を図りました。また、先進事例での取組み・集いの場の開催等について、新たに取組みが可能か調査を行いました。

令和 5 年度は前年度に引き続き、地域共生に係る取組を調査・発信したほか、地域ケア会議に出席し、地域が抱える課題・個別事例について関係者間で共有するとともに、課題解決に向けた検討を行いました。

令和 6 年度は、むつ市、北通り 3 町村の地域ケア会議やオンライン開催の報告会等に参加し、地域の課題、事例について調査しました。また、調査内容をもとに関係団体と情報交換を行いました。

2 保護課

1 生活保護

(1) 被保護世帯数、被保護人員、保護率、町村別生活保護の状況

令和6年度の管内の月平均の被保護世帯数は、319世帯、被保護人員は416人、保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は33.01%となっており、青森県全体の保護率23.02%を大きく上回っています。管内で最も保護率が高い町村は大間町で、53.47%と県内の市町村でも最も高くなっています。

（表1－① 各年度別・町村別被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移 参照）

(2) 保護の申請、開始及び廃止の状況

令和6年度の保護申請は35件で、前年度と比較して20件減少しており、開始件数は23件で前年度と比較して12件の減少となっています。

廃止件数は31件で、前年度と比較して7件の減少となっています。廃止理由は、死亡が18件、扶養引取が1件、収入の増加が2件、施設入所が1件、他法の活用が1件、その他が8件となっています。

（表1－②生活保護状況の推移

表1－③令和6年度町村別生活保護の状況 参照）

(3) 被保護世帯の構成

令和6年度の被保護世帯の世帯類型別構成比をみると、高齢者世帯が60.19%と最も高く、次いで、傷病障がい者世帯が19.12%、その他の世帯が16.93%、母子世帯が3.45%となっています。

県全体と比較すると、その他世帯（県平均12.37%）の割合が高くなっています。

（表1－④被保護者世帯構成の推移

表1－⑤令和6年度町村別被保護者世帯の構成 参照）

(4) 労働力類型別世帯の状況

令和6年度の被保護世帯の労働力類型別構成比をみると、働いている者のいない世帯が90.0%、働いている者のいる世帯が10.0%となっています。

働いている者のいない世帯については、前年度と比較して3件の減少となっています。

（表1－⑥労働力類型別世帯数の推移

表1－⑦令和6年度町村別労働力類型別世帯数 参照）

(5) 保護費の支給状況

令和6年度における保護費支出総額は5億2,721万3,125円で前年度より48,583,647円の減少となっています。支出総額を構成比でみると、医療扶助47.8%と生活扶助35.6%で全体の約83%を占めています。

（表1－⑧扶助別生活保護費の推移 参照）

表 1－① 各年度別・町村別被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移

(単位：世帯、人、‰)

年度 町村別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
大間町	世帯数	162	164	161	161	158
	実人員	259	255	237	234	228
	保護率	55.49	55.60	52.99	53.06	53.47
東通村	世帯数	88	88	88	85	81
	実人員	120	115	112	102	94
	保護率	20.29	19.72	19.50	18.72	17.44
風間浦村	世帯数	36	32	30	30	31
	実人員	45	40	36	37	36
	保護率	26.68	25.00	23.42	24.57	25.24
佐井村	世帯数	60	56	53	51	49
	実人員	74	68	62	60	59
	保護率	40.55	39.06	36.15	38.02	38.21
下北郡	世帯数	347	340	331	326	319
	指数	100	98.0	95.4	93.9	91.9
	実人員	498	479	448	432	416
	指数	100	96.2	90.0	86.7	83.5
	保護率	35.31	34.74	33.39	33.13	33.01
県	保護率	23.42	23.15	23.00	22.98	23.02
国	保護率	16.3	16.2	16.3	16.3	16.2

注 1 各欄の数値は、年度別月平均のため計は必ずしも一致しない。

(国の令和 6 年度保護率は令和 7 年 3 月現在)

注 2 指数は、令和 2 年度を 100 としたものの。

表 1-② 生活保護状況の推移

(単位：世帯、人、‰、件)

区分 年度	世帯数	実人員	保護率 (‰)	扶助別世帯数・人員					医療扶助人員		保護申請数	開始数		却下件数	取下件数	廃止数		世帯数の増
				生活	住宅	教育	介護	医療	入院	外来		件数	人員			件数	人員	
R2年度	347	498	35.31	310	164	19	105	318	11	414	53	38	52	13	2	40	45	△2
				449	226	32	109	424										
R3年度	340	479	34.74	305	163	17	107	317	8	410	51	31	37	19	1	41	51	△10
				432	228	30	113	419										
R4年度	331	448	33.39	297	158	13	106	308	11	384	57	32	43	23	3	37	49	△5
				403	207	21	111	394										
R5年度	326	432	33.13	292	157	8	104	305	10	371	55	35	47	21	1	38	42	△3
				387	204	14	106	381										
R6年度	319	416	33.01	285	155	8	101	295	7	360	35	23	27	13	0	31	37	△8
				372	199	13	105	367										

注 1 「世帯数」から「医療扶助人員」までは年度別月平均。このため計は必ずしも一致しない。

2 「保護申請数」「廃止数」は年度合計

3 「扶助世帯数・人員（生活）～（医療）」の上段は世帯数、下段は人員

表 1-③ 令和 6 年度町村別生活保護の状況

(単位：世帯、人、‰、件)

区分 町村別	世帯数	実人員	保護率 (‰)	扶助別世帯数・人員					医療扶助人員		保護申請数	開始数		却下件数	取下件数	廃止数		世帯数の増
				生活	住宅	教育	介護	医療	入院	外来		件数	人員			件数	人員	
大間町	158	228	53.47	150	96	6	35	147	3	194	16	12	14	4	0	12	16	0
				213	134	10	38	197										
東通村	81	94	17.44	71	33	2	37	74	3	81	16	9	10	8	0	13	15	△4
				83	35	3	37	84										
風間浦村	31	36	25.24	25	16	0	13	29	1	33	0	0	0	0	0	2	2	△2
				29	18	0	13	34										
佐井村	49	59	38.21	39	10	0	16	45	1	51	3	2	3	1	0	4	4	△2
				46	13	0	17	52										
下北郡	319	416	33.01	285	155	8	101	295	7	360	35	23	27	13	0	31	37	△8
				372	199	13	105	367										

注 1 「世帯数」から「医療扶助人員」までは年度別月平均。このため計は必ずしも一致しない。

2 「保護申請数」「廃止数」は年度合計

3 「扶助世帯数・人員（生活）～（医療）」の上段は世帯数、下段は人員

表 1－④ 被保護者世帯構成の推移

(単位：世帯、%)

区分 年度	世帯数	高齢者 世 帯	単身世帯	母子世帯	傷病障がい 者世帯	単身世帯	その他 の世帯	単身世帯	計	単身世帯
R2年度	世 帯 数	184	161	15	67	48	80	37	347	246
	構成比(%)	53.03		4.32	19.31		23.05		100	
R3年度	世 帯 数	191	163	11	58	44	79	37	340	244
	構成比(%)	56.17		3.23	17.05		23.23		100	
R4年度	世 帯 数	195	168	10	52	43	75	34	331	245
	構成比(%)	58.73		3.01	15.66		22.59		100	
R5年度	世 帯 数	194	171	12	58	48	62	26	326	245
	構成比(%)	59.50		3.68	17.79		19.01		100	
R6年度	世 帯 数	192	168	11	61	51	54	23	319	242
	構成比(%)	60.19		3.45	19.12		16.93		100	

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

表 1－⑤ 令和 6 年度町村別被保護者世帯の構成

(単位：世帯、%)

区分 町村別	世帯数	高齢者 世 帯	単身世帯	母子世帯	傷病障がい 者世帯	単身世帯	その他 の世帯	単身世帯	計	単身世帯
大間町	世 帯 数	87	73	8	31	21	31	12	158	106
	構成比(%)	55.06		5.06	19.62		19.62		100	
東通村	世 帯 数	53	50	2	16	16	9	4	81	70
	構成比(%)	65.43		2.47	19.75		11.11		100	
風間浦村	世 帯 数	21	18	1	4	4	5	3	31	25
	構成比(%)	67.74		3.23	12.9		16.13		100	
佐井村	世 帯 数	31	27	0	10	10	8	4	49	41
	構成比(%)	63.27		0	20.41		16.33		100	
下北郡	世 帯 数	192	168	11	61	51	54	23	319	242
	構成比(%)	60.19		3.45	19.12		16.93		100	
青森県	世 帯 数	14,874	13,841	419	4,707	4,058	2,822	1,674	22,822	19,573
	構成比(%)	65.17		1.84	20.62		12.37		100	
全国	世 帯 数	907,163	845,021	59,552	411,994	363,216	260,152	184,393	1,638,861	1,392,630
	構成比(%)	55.35		3.63	25.14		15.87		100	

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

全国の数値は、令和 7 年 3 月現在のものである。

表 1－⑥ 労働力類型別世帯数の推移

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者の いない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	合計			
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和 2 年度	19			8	11	38	11.0	309	89.0
令和 3 年度	17			7	11	35	10.3	304	89.7
令和 4 年度	15			7	10	32	9.6	300	90.4
令和 5 年度	17			8	11	36	11.0	290	89.0
令和 6 年度	18			6	8	32	10.0	287	90.0

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

表 1－⑦ 令和 6 年度町村別労働力類型別世帯数

(単位：世帯、%)

（単位：世帯、％）

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみが働いている世帯	合計			
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比	世帯数	構成比
大間町	9			4	6	19	12.0	139	88.0
東通村	5			3	2	10	12.3	72	88.9
風間浦村	2					2	6.5	29	93.5
佐井村	2					2	4.1	48	98.0
下北郡	18			6	8	32	10.0	287	90.0
青森県	1,264	90	38	149	348	1,889	8.3	20,933	91.7
全国	160,393	20,600	13,178	26,004	28,630	248,805	15.2	1,390,056	84.8

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

全国の数値は、令和 7 年 3 月現在のものである。

表 1－⑧ 扶助別生活保護費の推移

区分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		施設事務費		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
令和元年度	227,053,409	36.8	40,203,042	6.5	2,510,759	0.4	25,638,661	4.2	300,820,173	48.8	－	0.0	3,435,197	0.6	960,462	0.2	15,518,213	2.5	616,139,916	100
令和2年度	223,572,611	36.9	43,666,796	7.2	2,976,064	0.5	26,677,477	4.4	290,236,620	47.8	－	0.0	2,405,968	0.4	1,301,130	0.2	15,913,034	2.6	606,749,700	100
令和3年度	216,473,129	37.2	44,647,127	7.7	2,695,880	0.5	31,366,612	5.4	268,753,327	46.3	－	0.0	1,704,584	0.3	1,279,500	0.2	13,709,948	2.4	580,630,107	100
令和4年度	203,768,430	36.8	43,059,581	7.8	2,068,160	0.4	28,498,680	5.1	257,832,138	46.6	－	0.0	2,175,093	0.4	1,976,460	0.3	14,207,767	2.6	553,586,309	100
令和5年度	196,486,947	34.1	42,754,150	7.4	1,433,370	0.2	24,637,975	4.2	293,851,633	51.0	－	0.0	2,547,245	0.4	955,540	0.1	15,001,862	2.6	575,796,772	100
令和6年度	187,902,104	35.6	43,778,246	8.3	1,280,004	0.2	27,428,492	5.2	251,804,555	47.8	－	0.0	1,675,445	0.3	1,309,110	0.3	12,035,169	2.3	527,213,125	100

(単位：円、%)

注 医療扶助には支払基金支払額を含み、介護扶助には国保連支払額を含む。

3 下北児童相談所

〈相談業務等〉

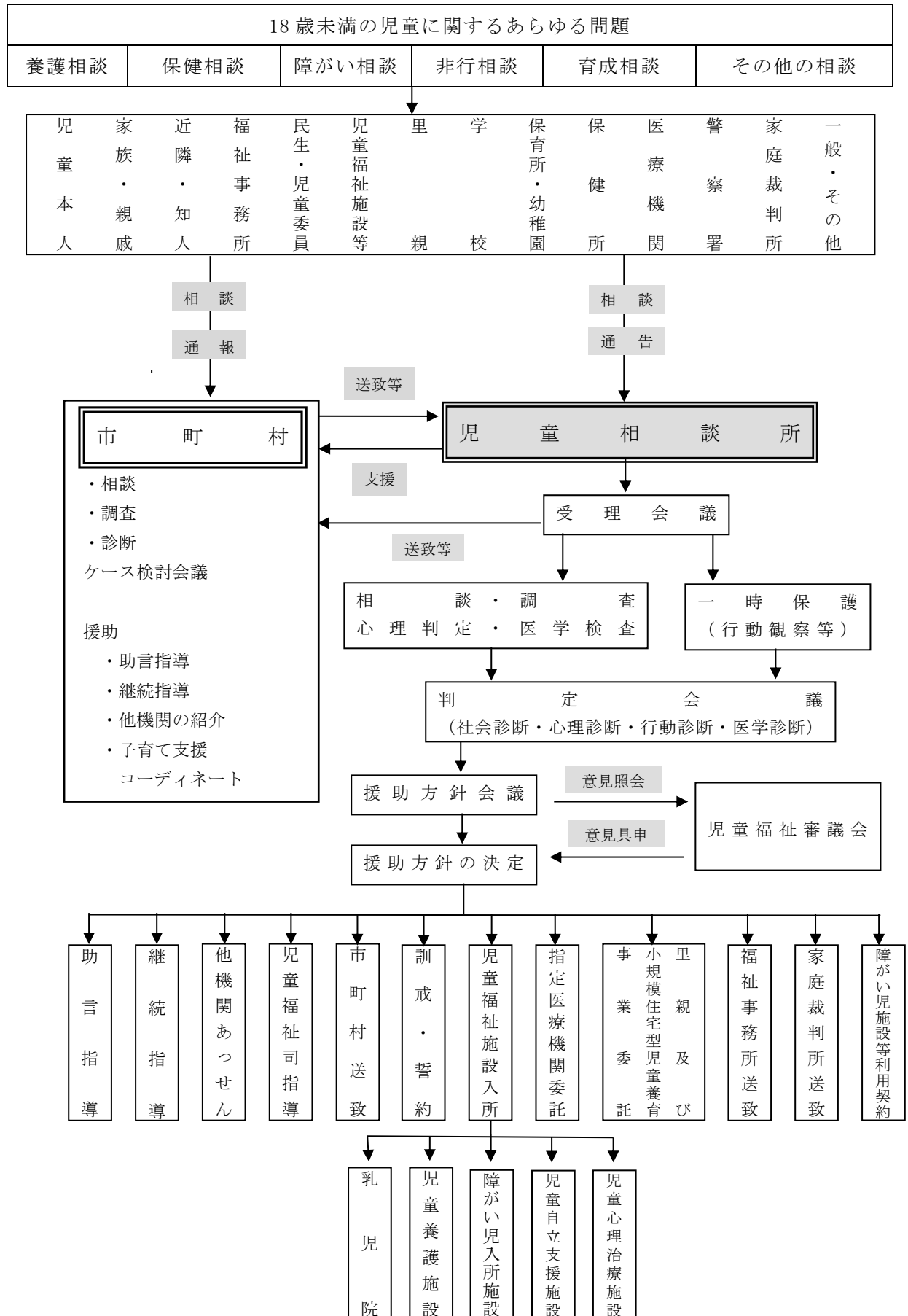
1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養 護 相 談		父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障がい児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症・アスペルガー症候群・その他広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

（出典）児童相談所運営指針

(2) 業務の流れ



(3) 相談の状況

ア 種類別受付数

種類別受付数は表1のとおりです。

令和6年度は、総件数290件で、令和5年度から減少しています。

相談内容については、養護相談が134件で全体の46.2%を占め、次に障がい相談が130件(44.9%)、育成相談が16件(5.5%)となっています。

表1 相談種類別受付数

種別 年度	養 護	保 健	障がい							非行			育成					そ の 他	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	小 計		
R4	157	-	1	-	1	3	114	5	124	2	-	2	13	3	3	-	19	10	312
(%)	50.3	-	0.3	-	0.3	1.0	36.5	1.6	39.7	0.6	-	0.6	4.2	1.0	1.0	-	6.1	3.2	100
R5	148	-	-	-	1	5	160	2	168	4	5	9	16	1	8	-	25	3	353
(%)	41.9	-	-	-	0.3	1.4	45.3	0.6	47.6	1.1	1.4	2.5	4.5	0.3	2.3	-	7.1	0.9	100
R6	134	-	-	-	-	3	125	2	130	5	2	7	10	1	5	-	16	3	290
(%)	46.2	-	-	-	-	1.0	43.2	0.7	44.9	1.7	0.7	2.4	3.5	0.3	1.7	-	5.5	1.0	100

イ 経路別受付数

経路別の受付数は表2のとおりです。

家族・親戚からの相談が106件(36.6%)と一番多く、次に都道府県・市町村からの相談が64件(22.1%)、警察からの相談が55件(19.0%)、学校等からの相談が38件(13.1%)となっています。

表2 経路別児童受付数

経路 年度	都道府県・市町村			児童家庭支援センター 指定医療機関	児童家庭支援センター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学校等		里親ファミリーホーム	児童委員仲介	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	そ の 他	計
	福祉事務所	児童委員	その他					保 健 所	医 療 機 関	学 校 ・ 幼 稚 園	教 育 委 員 会 等							
R4	10	-	51	11	-	59	1	1	3	33	2	1	-	127	7	5	1	312
(%)	3.2	-	16.3	3.5	-	19.0	0.3	0.3	1.0	10.6	0.6	0.3	-	40.7	2.2	1.6	0.3	100
R5	25	-	50	8	-	69	-	1	2	13	13	3	-	145	16	5	3	353
(%)	7.1	-	14.2	2.3	-	19.5	-	0.3	0.6	3.7	3.7	0.8	-	41.1	4.5	1.4	0.8	100
R6	2	-	62	4	-	55	1	-	1	31	7	2	-	106	14	5	-	290
(%)	0.7	-	21.4	1.4	-	19.0	0.3	-	0.3	10.7	2.4	0.7	-	36.6	4.8	1.7	-	100

ウ 相談種類別受付数（市町村別）

市町村別の受付数は表３のとおりです。

むつ市が 239 件と全体の 82.5%を占め、次に大間町が 22 件（7.6%）となっています。

表３ 相談種類別受付数

種別 市町村別	養 護	保 健	障 が い							非 行			育 成					そ の 他	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	小 計		
む つ 市	110	-	-	-	-	3	103	2	108	4	2	6	9	-	2	-	12	3	239
大 間 町	15	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	-	-	-	1	-	1	-	22
東 通 村	2	-	-	-	-	-	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
風間浦村	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	2	-	3	-	5
佐 井 村	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
管 外	6	-	-	-	-	-	3	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	10
不 明	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
合 計	134	-	-	-	-	3	125	2	130	5	2	7	10	1	5	-	16	3	290

エ 相談の対応件数

相談の対応件数は表４のとおりです。

助言指導が 207 件と全体の 69.0%を占めています。措置によらずに通所や家庭訪問等により継続的な関わりをする継続指導が 8 件（2.7%）、また児童福祉施設への措置入所が 2 件（0.7%）となっています。

表４ 相談種類別対応件数

種 別	対 応	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親・ファミリーホーム委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障がい児施設への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん							入所	入所再掲（法第27条の3による家庭裁判所送致）	通所						
	養 護	98	5	-	26	-	-	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	142
	保 健	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障がい	肢 体 不 自 由	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	視 聴 覚 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	言語発達障害等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	重症心身障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4
	知 的 障 害	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	24	130
	発 達 障 害	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	小 計	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	25	136
非行	ぐ 犯 行 為 等	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	触 法 行 為 等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	小 計	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
育成	性 格 行 動	5	2	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	10
	不 登 校	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	適 性	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	育 児 ・ し つ け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	11	2	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	16
そ の 他		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
計		207	8	-	28	-	-	10	-	-	2	-	-	-	-	-	19	27	301

オ 相談の内容について

(ア) 養護相談

養護相談に至った理由及び対応内容については、表 5 のとおりです。

相談理由は、家族環境（虐待、経済的理由、就労等）から生じた問題で占められており、家族環境のうち 9 割以上が虐待相談となっています。

表 5 養護相談の理由別対応件数

理由別 対 応	棄 児	(失 踪 家 出 を含む)	死 亡	離 婚	(入 院 傷 病 を含む)	家族環境			そ の 他	計
						虐 待	そ の 他	小 計		
児童福祉施設入所	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
里 親	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
面 接 指 導	-	-	-	-	-	97	6	103	-	103
そ の 他	-	-	-	-	-	38	-	38	-	38
計	-	-	-	-	-	135	7	142	-	142
(%)	-	-	-	-	-	95.1	4.9	100	-	100

(イ) 虐待相談

虐待相談は相談種別では養護相談に区分されます。

虐待相談対応件数は表 6 のとおりです。当所管内では、平成 25 年度の 80 件以降、平成 26 年度の 60 件、平成 27 年度の 46 件と減少傾向でした。平成 28 年度は 68 件と前年度に比べ大幅に増加し、平成 30 年度においては、104 件と過去最多の数となっていました。令和 6 年度が 135 件で過去最多の数となりました。県全体では 2,380 件と令和 5 年度に次いで多くなっています。

虐待の内容は表 7 のとおりです。身体的虐待が 40.0%（54 件）を占めています。

また、被虐待児童の年齢別では、「小学生」が 44.4%（60 件）と最も多くを占めています。

通告経路、虐待者、対応状況については、それぞれ表 8、表 9、表 10 のとおりです。

表 6 虐待相談対応件数

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
むつ	104	88	92	79	113	131	135
県計	1,413	1,620	1,749	1,693	2,039	2,414	2,380

表7 虐待の種別及び被虐待児童の年齢別内訳

区 分		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
R4 年度	0～3歳未満	－	－	9	6	15
	3～学齢前児童	4	1	15	7	27
	小学生	10	2	16	4	32
	中学生	14	－	11	2	27
	高校生・その他	8	－	2	2	12
	計	36	3	53	21	113
R5 年度	0～3歳未満	3	－	10	4	17
	3～学齢前児童	2	－	14	10	26
	小学生	14	－	29	8	51
	中学生	6	1	15	5	27
	高校生・その他	5	－	4	1	10
	計	30	1	72	28	131
R6 年度	0～3歳未満	1	－	6	4	11
	3～学齢前児童	11	－	13	9	33
	小学生	29	1	23	7	60
	中学生	8	－	6	5	19
	高校生・その他	5	－	4	3	12
	計	54	1	52	28	135

表8 通告経路

区 分	家 族	親 戚	近 隣・知 人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	県 児 童 相 談 所	児 童 委 員 会	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	学 校 等	市 町 村	里 親	子 育 て メ イ ト	そ の 他	虐 待 者 本 人 (再 掲)	計
R4年度	17	3	4	3	6	3	－	－	2	1	50	21	－	1	－	2	10	113
R5年度	18	2	11	3	－	8	－	－	2	3	64	17	3	－	－	－	13	131
R6年度	8	5	11	2	1	8	－	1	3	－	51	40	－	－	－	5	－	135

表9 虐待者について

区 分	実 父	実 父 以外 の 父 親	実 母	実 母 以外 の 母 親	祖 父	祖 母	兄 弟	義 兄 弟	親 戚	そ の 他	不 詳	両 親 (再 掲)	計
R4年度	54	3	53	-	-	-	-	-	-	3	-	-	113
R5年度	53	8	64	5	-	-	-	-	-	1	-	-	131
R6年度	55	7	71	1	-	-	-	-	-	1	-	-	135

表10 対応状況

区 分	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 入 所	フ ア ミ リ ー ホ ー ム ・ 里 親	市 町 村 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他	計
R4年度	87	-	5	6	3	-	-	9	-	113
R5年度	91	-	1	10	1	3	-	21	4	131
R6年度	93	4	-	26	-	-	-	10	2	135

(ウ) 里親制度について

○里親制度

里親制度は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を里親の家庭で温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てる制度です。里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望し、都道府県の研修を修了し、知事が適当と認定した方です。

平成21年4月から里親制度が改正され、現在は「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」、の4種類があります。

管内の委託状況は表11のとおりです。

表11 里親・里子の状況

(令和7年3月31日現在)

管内登録里親数	委託里親		委託里子数
	実数	受託率(%)	
8	1	12.5	2

(参考)

○養育里親～家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて、養育する里親

○専門里親～養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

○養子縁組里親～養子縁組によって養親となることを希望する里親

○親族里親～両親等が死亡、行方不明等により、その子どもの三親等以内の親族が養育する里親

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する事業です。複数の児童の委託を受け、児童同士の相互の交流を活かしながら、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としています。

県内にはファミリーホームが 11 カ所あります。

※里親等委託率（令和 7 年 3 月 3 1 日現在）

$$= \frac{\text{里親委託児童数}(2 \text{ 人}) + \text{ファミリーホーム委託児童数}(8 \text{ 人})}{\text{養護施設入所児童}(4 \text{ 人}) + \text{里親・ファミリーホーム委託児童}(10 \text{ 人})} = 71.4\%$$

(エ) 障がい相談

障がい相談は相談全体に占める割合は、44.9%を占めています。障がい相談の内訳は表12のとおりで、知的障害が全体の96.2%を占めています。

表12 障がい相談受付件数

障がい						
肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
-	-	-	3	125	2	130

(オ) 非行相談

非行相談の状況は表13、表14のとおりです。令和6年度は7件と、昨年度よりも減少傾向にあります。

表13 非行相談受付件数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6	3	2	1	2	9	7

表14 非行相談の理由別対応件数

理由別 対応	ぐ犯行為等相談									触法行為等相談					計
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸引	性的逸脱	その他	小計	窃盗	傷害・恐喝	放火・弄火	その他	小計	
児童福祉施設入所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
面接指導	-	-	-	1	1	-	1	-	3	-	-	1	-	1	4
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	1	1	-	1	-	3	-	-	1	-	1	4

(カ) 不登校相談

不登校相談の状況は表15のとおりです。不登校を主訴とした相談は、横ばいとなります。

表15 不登校相談受付件数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	2	2	3	3	1	1

2 判定業務

判定・診断指導件数の推移については表 16 のとおりです。

相談別判定件数は表 17 のとおりです。障がいに関する判定が 59 件で 71.9%を占めています。

医学的・心理学的検査状況については、表 18 のとおりです。

表 16 判定件数等の推移

区 分 \ 年 度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
判定件数	93	78	73	85	73	95	82
医学的診断指導件数	58	23	69	39	29	80	69
心理診断指導件数	401	203	259	196	329	329	363

表 17 相談別判定件数

養 護	保 健	障 が い							非 行			育 成					そ の 他	計
		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	小計	ぐ犯行為等	触法行為等	小計	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	小計		
11	-	-	-	-	-	59	-	59	2	1	3	6	-	3	-	9	-	82

表 18 医学的・心理学的検査状況

対象者 \ 検査	医学的診断指導				心理診断指導					
	診察・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計
児 童	31	1	-	32	70	15	22	6	119	232
保護者	36	-	-	36	-	-	-	-	109	109
その他	1	-	-	1	-	-	-	-	22	22
計	68	1	-	69	70	15	22	6	250	363

表 19 判定書（証明書）の交付状況

特別児童 扶養手当	愛護手帳	障がい児保育 意見書	そ の 他 (福祉手当・ 障害証明書)	計
8	65	-	37	110

表 20 心理療法・カウンセリングの状況

実施者 対象者	心理療法・カウンセリングの状況				
	医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員	計
児 童	-	114	108	-	222
保 護 者	-	19	138	-	157
そ の 他	-	-	152	-	152
計	-	133	398	-	531

表 21 心理療法・カウンセリングの件数等の推移（医師を除く）

年 度 種 別	平 成 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
児童心理司等	226	212	100	49	133
児童福祉司等	824	262	169	169	398
その他の所員	-	-	-	-	-

※件数は延べ件数です。

3 一時保護業務

一時保護の状況については表 22、表 23 のとおりです。

令和 6 年度に一時保護（一時保護委託を含む。）した児童の実人員の総数は 26 人（延べ人員 349 人）で、そのうち中央児童相談所一時保護所での一時保護は 5 人（延べ 233 人）、児童福祉施設や里親への一時保護委託が 13 人（延べ人員 108 人）となっています。

相談種類別では養護相談の実人員が 22 人（延べ人員 145 人）となっています。

表 22 一時保護の状況

区 分	保護の内容	実人員	延べ人員
R 4 年度	中央児童相談所の一時保護	5	131
	所 内 保 護	1	1
	保 護 委 託	11	413
	小 計	17	545
R 5 年度	中央児童相談所の一時保護	8	236
	所 内 保 護	1	1
	保 護 委 託	13	394
	小 計	22	631
R 6 年度	中央児童相談所の一時保護	5	233
	所 内 保 護	8	8
	保 護 委 託	13	108
	小 計	26	349

※ 所内保護は、下北児童相談所内等において直接行った一時保護です。

表 23 相談種類別一時保護児童数

区 分	相 談 種 別	実人員	延べ人員
R 4 年度	養 護	13	434
	保 健	－	－
	障 が い	－	－
	非 行	2	49
	育 成 そ の 他	2	62
	小 計	17	545
R 5 年度	養 護	13	425
	保 健	－	－
	障 が い	－	－
	非 行	1	31
	育 成 そ の 他	8	175
	小 計	22	631
R 6 年度	養 護	22	145
	保 健	－	－
	障 が い	－	－
	非 行	1	63
	育 成 そ の 他	3	141
	小 計	26	349

〈各種支援業務〉

1 子ども虐待防止対策

(1) 子ども虐待ホットライン

児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的として、虐待に関する通告・通報を受ける専用電話（ホットライン・フリーダイヤル 0120-72-6552）を設置しており、令和6年度は7件でした。

(2) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施しています。

2 市町村支援

児童福祉法の改正後、市町村が第一義的な児童家庭相談窓口を担うこととなりました。そのため、児童相談所は、緊急性のあるケースや専門的な支援が必要なケースの対応と、市町村への助言等の後方支援など、より専門的な立場からの役割が求められています。

児童相談所では、市町村児童相談担当者の資質向上を図るため、市町村巡回支援や児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相談体制の充実を図っています。

第3章 資料集

1 下北児童相談所資料

(1) 児童人口

市町村	令和6年10月1日現在 (推計人口)		
	人口 (A)	児童人口 (B)	児童人口の比率 (B/A×100)
むつ市	49,796	6,343	12.7%
大間町	4,254	570	13.4%
東通村	5,332	663	12.4%
風間浦村	1,402	120	8.6%
佐井村	1,499	138	9.2%
管内合計	62,283	7,834	12.6%

※児童人口は、0歳～18歳未満の人口です。

(2) 児童福祉施設等入所・里親委託状況

令和7年3月31日現在

ア 措置入所

施設種別	施設名	児童数
乳児院	若葉乳児院	－
児童養護施設	藤聖母園	2
	美光園	－
	幸樹園	1
	あけぼの学園	1
知的障害児施設	八甲学園	1
	はまゆり学園	－
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	3
児童自立支援施設	こども自立センターみらい	1
重症心身障害児施設	はまなす医療療育センター	－
ファミリーホーム	のぎわホーム	1
	桂木ホーム	3
	城ヶ沢ホーム	3
	子どもの森	1
里親		2
合計		19

イ 契約入所

施設種別(旧)	施設名	児童数
知的障害児施設	はまゆり学園	9
	八甲学園	1
	うみねこ学園	－
	もみのき学園	－
肢体不自由児施設	はまなす医療療育センター 入所	－
重症心身障害児施設	はまなす医療療育センター 入所	5
	青森病院 入所	3
合計		18

2 各種協議会委員等名簿

(1) 民生委員児童委員協議会

ア 町村民生委員児童委員協議会

名 称	会 長	事務所所在地	電 話
大間町 民生委員児童委員協議会	畠 山 章	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道 20-4 大間町住民福祉課内	TEL 37-2520 FAX 37-2562
東通村 民生委員児童委員協議会	杉 本 輝 喜	〒039-4222 東通村大字砂子又字里 17-2 東通村健康福祉課内	TEL 28-5800 FAX 48-2570
風間浦村 民生委員児童委員協議会	蛸 嶋 正 男	〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目 11-2 風間浦村村民生活課内	TEL 35-3111 FAX 35-3733
佐井村 民生委員児童委員協議会	田 中 憲 吉	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森 20 佐井村福祉健康課内	TEL 38-2111 FAX 38-2492

(令和 7 年 11 月 30 日まで)

イ 下北郡民生委員児童委員連絡協議会

会 長	事務所所在地	電 話
蛸 嶋 正 男 (風間浦村民生委員 児童委員協議会会長)	〒035-0073 むつ市中央 1 丁目 3-33 青森県下北福祉事務所 内	TEL 22-2296 FAX 23-1103

(令和 7 年 11 月 30 日まで)

(2) 母子・寡婦福祉会

ア むつ・下北地区母子寡婦福祉会連絡協議会

区分 役職名	氏 名	住 所
会 長	葛西 久美子	むつ市

イ 市町村母子寡婦福祉会

区分 市町村	氏 名		住 所
む つ 市	会長	葛西 久美子	むつ市
	副会長	木立 恵子	むつ市
	〃	田中 京子	むつ市
風 間 浦 村	会長	飯田 さつき	下北郡風間浦村
佐 井 村	会長	工藤 せつ子	下北郡佐井村

東通村母子寡婦福祉会は令和5年度に解散

(令和7年4月1日現在)